

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業
優先権者選定基準

2020 年 3 月 30 日

和歌山県

第1 用語の定義.....	1
第2 優先権者選定基準の位置付け.....	1
第3 総則.....	1
第4 優先権者の選定手順.....	2
第5 審査の手順及び方法.....	3
第6 評価の内容.....	4
(1) 参加資格審査項目.....	4
(2) 提案審査項目及び評価点の計算方法.....	4
(表1) 優先権者選定基準.....	5

第1 用語の定義

優先権者選定基準（以下「本選定基準」という。）において使用する用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）に準ずるものとする。

第2 優先権者選定基準の位置付け

和歌山県は、I R推進法及びI R整備法に基づくI R事業を実施する民間事業者（2社以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。）を選定し、選定された優先権者が設立した特別目的会社と実施協定を締結した後、I R事業を実施することを計画している。

I R事業者には、カジノ施設をはじめ、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びその他国内外からの観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設の運営に関するノウハウが求められる。そのため、I R事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、I R全体のコンセプトのほか、各施設・事業の運営方針、経済的社会的効果（観光・地域経済等への貢献）、I R事業を安定的・継続的に運営するための体制、投資及び財務計画、和歌山I Rの魅力を持続的に高めるための取組、懸念事項への対応等に関する提案内容を総合的に評価することとした。

本選定基準は、和歌山県がI R事業を実施する民間事業者を企画・提案をもって優先権者として選定するための方法及び基準を示すものである。

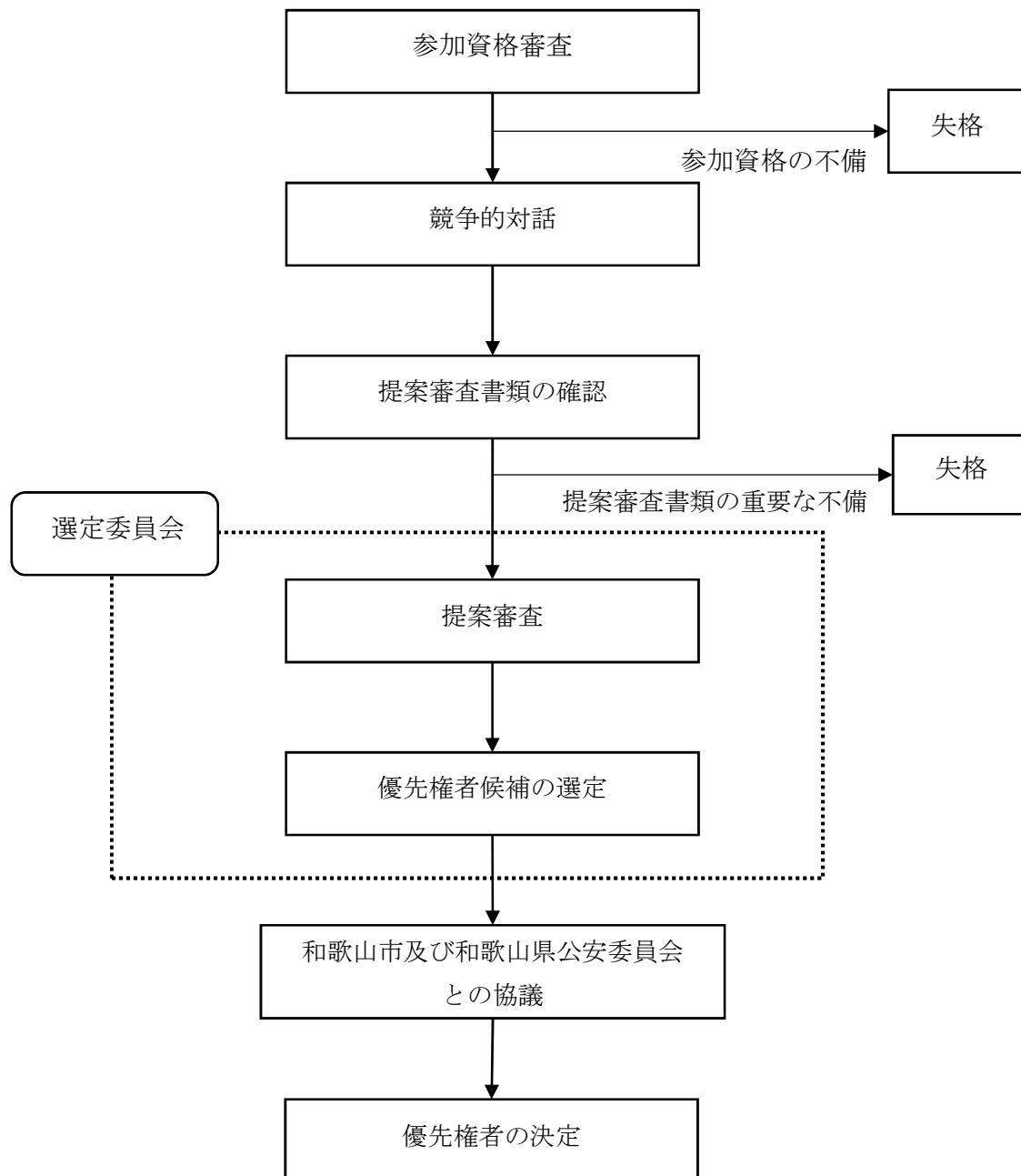
第3 総則

選定委員会は提案審査参加者の提案内容を審査し、和歌山県がその結果を受けて、最終的な優先権者を決定する。

優先権者候補の選定のための提案審査は、審査の公平性及び透明性を確保するとともに、客観的かつ専門的知見をもって評価等を行うために設置した選定委員会において行う。

第4 優先権者の選定手順

優先権者の選定手順は、次のとおりである。図中、点線で囲まれた範囲は選定委員会が実施し、それ以外は和歌山県が実施する項目である。



第5 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

ア. 提出書類の確認

和歌山県は、参加資格審査参加者から提出された様式集及び記載要領（参加資格審査編）に定める提出書類等（以下「参加資格審査書類」という。）が全て揃っていることを確認し、書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ. 参加資格審査

和歌山県は、参加資格審査参加者から提出された参加資格審査書類をもとに、参加資格審査参加者が募集要項に示す参加資格要件を充足しているか審査を行う。これは形式的な審査であることから、選定委員会の開催を経ることなく和歌山県が行い、参加資格要件を確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア. 提出書類の確認

和歌山県は、提案審査参加者から提出された様式集及び記載要領（提案審査編）に定める提出書類等（以下「提案審査書類」という）が全て揃っていることを確認し、書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りでない。また、本選定基準を含む募集要項等に照らし、提案審査書類に記載すべき内容が記載されておらず、その影響が重要と和歌山県が判断した場合、「提案審査書類の重要な不備」に該当するものとして失格とする。

イ. プレゼンテーション

提案審査参加者は、選定委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う。

ウ. 提案審査

選定委員会は、提案審査書類について、プレゼンテーション等（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を踏まえて評価点を算出し、提案内容の審査を行う。

(3) 優先権者候補の選定

選定委員会は、評価点が最も高い提案審査参加者を優先権者候補として選定する。

(4) 和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議

和歌山県は、優先権者の決定に先立ち、和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議を行う。

(5) 優先権者の決定

和歌山県は、選定委員会の審査結果並びに和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議結果に基づき順位を決定し、第一位の者を優先権者として決定する。また、第二位の者を次点権者とする。

第6 評価の内容

(1) 参加資格審査項目

募集要項「4. 応募者の参加資格要件」に記載のとおりである。

(2) 提案審査項目及び評価点の計算方法

ア. 審査項目

審査項目は、(表1)「優先権者選定基準」に記載のとおりである。

イ. 評価点の計算方法

- (ア) 審査項目の配点は、(表1)「優先権者選定基準」に記載のとおりである。選定委員会委員が提案内容審査を行うに当たっては、審査項目「中項目」ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、評価点を与える。
- (イ) 選定委員会として、全ての審査項目の審査を行い、審査項目「中項目」の点数を合計することにより全体の評価点を算出する。
- (ウ) 上記の方法により算出された全体の評価点と同点となる優先権者候補者がある場合、選定委員会は和歌山県に報告の上、あらためて同点となった応募者のみで比較審査を行い、第一位の者を決定する。
- (エ) 提案審査の結果、次の項目に該当する提案審査書類については、審査基準を満たさない提案として、失格とする。
 - (a) 審査項目「大項目」ごとの点数において、配点の5割を基準とし、それに満たない提案
 - (b) 審査項目全ての合計点数において、配点の6割を基準とし、それに満たない提案

(表 1) 優先権者選定基準

審査項目		審査のポイント		配点		
大項目	中項目			大項目	中項目	
1	I R 区域全体のコンセプト及び事業のあり方	(ア) コンセプト	(a)	和歌山の自然美や文化、精神性との共生を踏まえ、「Sports&Wellness」をコンセプトに、「多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型 I R」を目指すための明確で独自性のある事業コンセプトが具体的に示され、そのコンセプトのブランディングに向けた取組が示されているか。	255	135
			(b)	施設が区域全体のコンセプトを具現化したものであり、日本の新たなシンボルとなる規模及び質を有し、その意匠が日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」に位置する施設として、周辺の景観と調和し新たな景観形成に寄与するものとなっているか。		
			(c)	配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対して、世界水準のユニバーサルデザインであることや、環境負荷低減及び多文化共生、フェアトレード等エシカル消費の観点からも世界の最先端であり、模範となる提案がなされているか。		
			(d)	各施設の規模が世界水準のスケールであり、機能や設備が常に世界の最先端であり、都市部では体験できない自然志向の楽しみや癒やしを提供するなど、新たな観光ゲートウェイ及びスマート I R として魅力を向上させるものとなっているか。		
			(e)	中長期的な滞在の中で、余暇を楽しみながらリモートワーク等を行うワーケーションが、宿泊施設のみならず I R 区域内の空間において自由に行うことができる環境整備がなされているか。		
			(f)	オーシャンフロントの立地を生かしたリゾート感あふれる施設配置と外構計画であり、各施設が緊密な連携を図り一体性を有するとともに、全ての来訪者にとって快適な回遊性が確保されているか。		

審査項目		審査のポイント	配点	
大項目	中項目		大項目	中項目
1	I R区域全体のコンセプト及び事業のあり方	(イ) エリアマネジメント		120
		(a)	南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害などを考慮の上、施設・設備の配置や早期復旧への備え、災害発生時の初動対応や正確な情報提供、提供手段の多重化・多言語化、周辺住民も巻き込んだ確実な避難実施、さらに災害のみならず、テロや感染症なども含め、来訪者の安全確保が確実に実施される施設・設備の配置及び体制整備がなされているか。	
		(b)	I R事業効果の早期発現のため、2025年春の開業を目標とするなど、早期開業に向けた実施計画(案)が具体的に示されているか。	
		(c)	来訪者の動態及び消費動向にかかるデータ収集・分析、当該データ利活用による観光施策の推進や来訪者の利便性促進など、I R区域内の質の向上及び観光施策や依存症研究への寄与などについて具体的に示されているか。	
		(d)	カジノ利用額に応じて付与される特典について、I R区域内のみならず和歌山県内の観光地などにおいても利用可能とする仕組みについて提案されているか。	
		(e)	I R区域への来訪者数、滞在中の消費額に係る目標値、送客機能による県内、観光街道内及び日本各地への送客数の目標値が示されており、その他I R区域外への経済的社会的な波及効果が示されているか。	

審査項目		審査のポイント	配点			
大項目	中項目		大項目	中項目		
2	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ア) MICE施設	(a)	国際会議場施設及び展示等施設について、和歌山IRが日本の観光産業の拠点となるにふさわしいMICEビジネスの展開や集客力の向上及び地域経済の促進に寄与することを踏まえた具体的なコンセプトが示されているか。	415	100
			(b)	MICE施設の運用について、国際会議場施設及び展示等施設の同時活用に加え、誘致ターゲットの明確化や実績を生かしたイベント誘致・企画等による誘客効果の最大化など、和歌山IRが日本の観光産業の拠点となるための戦略的な実施計画が、開催件数の目標値を含めて具体的に示されているか。		
			(c)	国際的に注目される重要な国際会議等の需要に十分対応できる規模及び機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを有するサービスが示されているか。		
			(d)	MICEイベントの誘致、企画や運営に必要な体制及びノウハウの具備、また、MICEイベント及びアフターコンベンション等を成功させるための送客施設や宿泊施設との連携体制について、具体的な提案がなされているか。		
			(e)	政府や和歌山県が取り組むMICEイベント誘致への協力及び和歌山IR/MICE推進協議会（コンベンションビューロー）と協力、連携したプロモーション等について、公益的な観点からカジノ事業の収益を活用した具体的な協力の提案がなされているか。		

審査項目		審査のポイント		配点		
大項目	中項目			大項目	中項目	
2	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(イ) 魅力増進施設	(a)	魅力増進施設について、世界中の観光客を惹き付けることのできる日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然や催事などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信し、コンテンツやサービスのテーマが明確であり、計画された事業を実施するために必要な運営体制が具体的に示されているか。		40
		(ウ) 送客施設	(a)	新たな観光ゲートウェイとして重要な機能を担う送客施設について、各施設で発信した情報や体験と関連する旅行商品の開発・企画提案などの運営体制や各施設との連携・役割分担が具体的に示されているか。		90
			(b)	送客施設内における観光街道を中心とした日本各地の観光情報及び魅力の発信について、最先端技術の活用や送客につながる創意工夫を凝らした戦略的かつ具体的な提案がなされているか。		
			(c)	和歌山県内の周遊のみならず、観光街道を中心とした日本各地への旅行商品の企画提案、販売、関係サービスの提供をワンストップで行い、多様な来訪者ニーズに応じることができる機能及び多言語対応を含めたコンシェルジュ機能を果たすための提案がなされているか。		
			(d)	観光街道の形成について、巡礼やガストロノミー、サイクリングやマリンスポーツなどテーマやストーリー性をもったコンセプトに加え、航路なども含めたルート設定が示されているか。		

審査項目		審査のポイント		配点		
大項目	中項目			大項目	中項目	
2	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ウ) 送客施設	(e)	日本各地の観光地、特に観光街道内の観光地について、施設、団体等との役割分担や提携方法に加え、回廊となる新たな交通体制の構築や来訪者の受入環境の整備など、経営理念や公益性・CSRの観点から、カジノ収益を活用し観光地づくりに取り組むための考え方や地域との合意形成のあり方について、戦略的で具体的かつ実現性のある提案がなされているか。		
		(エ) 宿泊施設	(a)	宿泊施設について、独自性を有するブランド力を持ち、施設そのものが魅力を有する目的地となるなど、長期滞在や再訪を促進する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けた明確なコンセプト及び必要な運営体制が具体的に示されているか。		40
			(b)	MICEイベントの規模をも考慮した多様な宿泊ニーズに応じたグレード別の客室数が確保されているか。		
			(c)	設備、付帯サービスのラインナップやクオリティについて、「Sports&Wellness」のコンセプトが反映され、国際競争力の高いものとなっているか。		
(オ) カジノ施設	(a)	カジノ施設について、VIP顧客を誘客する方策及びカジノ施設での対応方法、その他カジノ施設における必要なサービスが具体的に示され、そのサービスの質の向上のための具体的な方策が示されているか。また、それを実現するための実施体制が示されているか。	25			

審査項目		審査のポイント		配点		
大項目	中項目			大項目	中項目	
2	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(カ) 観光客の来訪及び滞在を促進する施設	(a)	観光客の来訪及び滞在を促進する施設について、美術館、博物館といった文化施設や水族館、スポーツ施設など、提案者の創意工夫や強みを生かした集客力の向上及び長期滞在に資する集客戦略が具体的に示されているか。 また、施設や飲食・物販等のサービスについて、本邦初となる施設や日本の限定された地域にのみ展開されている施設の誘致など、一般的な商業施設とは一線を画した提案がなされているか。		55
			(b)	観光客の来訪及び滞在を促進する施設について、文化的教養を高めることや見聞を広めること、また恒常的な賑わい創出を図ることなどを目的に公益性の観点から具体的な提案がなされているか。		
			(c)	I R 区域内の運河や隣接する岸壁を利用した海上交通の運営、区域内におけるバスターミナル等、多重的な交通アクセスが提案されているか。		
	(キ) 附帯事業	(a)	通常時はもとより、M I C E イベントの開催規模や頻度に応じた具体的な交通影響予測・評価を行い、結果を踏まえた効果的かつ経済的な交通対策の提案（I o T や A I など最先端技術を活用した駐車場処理、迂回路表示などの渋滞対策に加え、交通結節点からの新たな交通アクセスの導入等）がなされているか。また、それを実現させる実施体制が構築されているか。	65		
		(b)	区域外の活用可能予定地について、交通事業などの附帯事業等、その活用に係る具体的な提案がなされているか。			
		(c)	区域外において、和歌山 I R の魅力を発信し、効果的に誘客を行う具体的な提案が示されているか。			

審査項目		審査のポイント		配点		
大項目	中項目			大項目	中項目	
3	安定的・継続的な事業運営及び区域全体の魅力維持・向上	(ア) 事業運営能力	(a)	出資者になることが想定されるコンソーシアム構成員及び業務委託が想定される受託者が具体的に示されており、体制上の役割分担が明確になっているか。また、I R事業者社内部門が示されており、反社会的勢力の排除、来訪者の安全確保等の必要な内容が確実に履行される体制となっているか。	195	155
			(b)	I R事業者自身のセルフモニタリングの考え方とその実施体制について明確に示されているか。		
			(c)	諸外国の同種同規模施設と比較しても遜色がなく、法令等で求められるスケール及び質を有すると評価できる投資規模が投資計画として示されているか。		
			(d)	I R事業を安定的・継続的に実施するための一定の利潤を確保できる収支計画（全体・施設別）及び大規模な投資の実現可能性を担保する資金計画が示されており、出資者になることが想定されるコンソーシアム構成員の財務体力に懸念はないか。また、計画に比して実績が下振れした場合の対応が示されているか。		
			(e)	事業実施期間を想定し、和歌山 I Rを長期安定的・持続的に発展させるための再投資・維持管理の基本的な考え方が示され、投資計画や収支計画等に反映されているか。		

審査項目		審査のポイント		配点	
大項目	中項目			大項目	中項目
3	安定的・継続的な事業運営及び区域全体の魅力維持・向上	(イ)雇用、人材確保、人材育成	(a)	I R施設における従業員確保について、女性の活躍や外国人のための雇用環境及び多様な働き方の提供等のダイバーシティの推進、若者や高齢者、障害者の積極的な雇用など具体的かつ計画的な提案がなされているか。また、I R事業者び委託事業者において想定する従業員規模が示されているか。	40
			(b)	全ての来訪者が満足する質の高いサービスの提供のため、専門的な人材育成及びV I Pや国際的な要人対応に向けた質の高いプロトコルの習得などについて、計画的な取組が具体的に示されているか。	
4	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	(ア)ギャンブル依存症対策	(a)	I R関係法令等に定める事項及び和歌山県I R基本構想(改訂版)に掲げる「I Rによる課題と対策」の実現に必要な事項を的確かつ確実に実施するための施策が示されているとともに、和歌山県等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制を備えているか。	135
			(b)	国内外の最新の知見や優良事例を踏まえたものであるか。	
			(c)	日本人及び外国人居住者へのカード作成義務並びに現金の入金及び上限額設定の機能が付与されたI Rカードの運用方法が具体的に提案されているか。	
					60

審査項目		審査のポイント	配点		
大項目	中項目		大項目	中項目	
4	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	(イ) 治安対策等	(a)	I R 関係法令等に記載された施策等について、実行性のある施策が示されているとともに、和歌山県警察等との連携についても考慮されているか。また、安定的に実施できる体制を備えているか。	75
			(b)	施設内及び周辺を監視するための装置が完備された総合防犯・防災センターが設置されているか。また、施設内外に最新の技術等を活用した防犯カメラ等が十分整備されているとともに、必要相当数の警備員が配置されているか。	
			(c)	M I C E 施設、宿泊施設、カジノ施設等それぞれの施設特性に応じた、具体的かつ効果的なセキュリティ体制が構築されているか。また、開催を想定する国際会議等の要求に十分対応出来るか。	
			(d)	マネー・ローンダリング防止のため、犯罪による収益の移転防止に関する法律や I R 関係法令等で定められた義務等が履行できる体制の構築や効果的な対応策が示されているか。	
合 計			1, 0 0 0		